◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律 (昭和二十二年法律第八十号) (抄)	R八十号)(抄) (傍線部分は改正部分)
改正案	現行
第八条の二 各議院の役員 (常任委員長を除く。) は、国会開会中に	第八条の二 各議院の役員及び特別委員長並びに参議院の調査会長
限り、予算の範囲内で、議会雑費を受ける。ただし、日額六千円	並びに各議院の憲法審査会の会長及び情報監視審査会の会長は、
を超えてはならない。	国会開会中に限り、予算の範囲内で、議会雑費を受ける。ただし、
	日額六千円を超えてはならない。